慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第一回衆議院議員選挙の当選者をめぐる訴訟・逮捕事件と議院の自律性：議員資格審査と不逮捕特権を中心に
Sub Title	Autonomy of the parliament, case and arrest Incident of the elected candidates in the general election of 1890, with special reference to the examination of qualification for member of parliament and the privilege of freedom from arrest
Author	末木, 孝典(Sueki, Takanori)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2017
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.34, (2017.) ,p.147- 184
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20170000-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一回衆議院議員選挙の当選者をめぐる訴訟・逮捕事件と議院の自律性

――議員資格審査と不逮捕特権を中心に――

末木孝典

第一章　はじめに

明治二十三年七月一日、初の国政選挙である第一回衆議院議員選挙（以下、第一回総選挙）の投票日を迎えた。当時の総選挙は小選挙区制であり、北海道と沖縄を除く四十五府県に一人区二百十四、二人区四十三が設定され（小笠原諸島を除く）、二人区の場合は二名を連記した。投票は被選挙人名以外に投票者の住所・氏名を記入し、押印する方式であった。選挙権は直接国税十五円以上を納めた二十五歳以上の男子に認められ、被選挙権は納税資格は同じだが年齢は三十歳以上の男子に認められた。そのため有権者は人口の約一％に限定さ

れた。定数は府県人口十二万人ごとに議員一名を配分し、個別選挙区では人口十万人ごとに議員一名を配分する方法がとられた。[1] 七月三日の選挙会で開票作業が行われ、その結果、三百名が初の当選者として認められた。内訳としては民党と呼ばれる自由党、改進党が議会の多数派となった。後日、当選者は府県知事から当選証書を受け取ったが、当時は立候補制ではなかったため、当選承諾書を提出する必要があった。

初の国政選挙であるが、同選挙に関する研究は乏しく、研究書としてはメイソンの『日本の第一回総選挙』が古典的研究として知られている。[2] しかし、同書は主に新聞記事を根拠としているため、報道されていない事実を扱っていない限界がある。研究論文も多くは特定選挙区や特定候補の選挙運動の実態を明らかにするものであり、[3] 未知の部分が残されているのが現状である。最初の選挙であるから、正当な当選者、議員資格に関して憲法、議院法、衆議院議員選挙法（以下、選挙法）などの法令をどのように解釈するかについては争いや混乱が発生しただろうし、その結果は後の先例となる点で重要であった。

選挙後、当選者をめぐる争いとして当選訴訟は十件提起され、当選直後に当選者が逮捕される事件が発生した。[4] 争いは第一議会に持ち越され、[5] 議員資格や不逮捕特権をめぐる特別委員会の設置につながった。この問題に関する研究を概観すると、古くは工藤武重『帝国議会史』が第一議会での議論を取り上げたが、それ以降はほとんど論じられていない。[6] 不逮捕特権に関しては、憲法学の立場から言及されたことはあるが、[7] 明治期については知られていない。なお、議員資格審査や不逮捕特権、免責特権など議会の内部のことがらを行政権、司法権から独立して決めることを議院の自律性（もしくは自律権）という。[8] 行政や司法との軋轢が生じた場合、憲法によって制度として確立した三権分立はどのように現実に調整されたのか、特に議院の自律性が確保されたかどうかは重要な論点である。従来、当該期の立憲体制は割拠性が特色で天皇、政府も権力の行使に抑

制的であったとされるが、[9] 政治史研究で議院の自律性を論じた論考は管見の限り存在しない。

本稿は、第一回総選挙をめぐって提起された主な訴訟や議員逮捕について詳しく明らかにするとともに、議員資格審査や不逮捕特権をめぐる衆議院内外の動きについて論じることによって、明治立憲体制草創期における三権分立の実際の運用と議院の自律性について考察するものである。

第二章　訴訟の概要

本章では、第一回総選挙をめぐって提起された各地の主な訴訟の経緯を明らかにし、争いの内容やその特徴を論じる。なお、当選訴訟は、選挙法七十八条の規定にもとづき、[10]「当選を失ひたる者」が「当選人の当選を無効とするの理由ありと認むるとき」、「当選人を被告とし」、姓名告示の日から三十日以内に控訴院に提訴することができる。ただし、三十日以内の期限を経過した後提訴しても効力はないと定められた。控訴院判決に不服がある場合は大審院に上告することができた（八十六条）。また、当選人は裁判確定まで衆議院に列席する権利を奪われず（八十七条）、選挙法の規定以外は普通の訴訟手続によって判断される（八十八条）。

（1）茨城四区

茨城県第四区は、投票の結果（選挙人一千九百五人、棄権九十八人、無効四十四票）、森隆介が六百二十一票を獲得し、六百九票の赤松新右衛門を十二票差で破って当選した。七月六日、安田定則茨城県知事は当選証書を森に授与した。

赤松は、無効と判定された票の中に自分への有効票二十七票があることと、他人の票とされた票の中に自分への票一票があることを主張し、七月九日、河田景雄選挙長を相手取って投票効力不当決定取消訴訟を水戸始審裁判所下妻支庁に提起した。また、同時期に選挙人内田林八も、投票用紙の裏側に投票所管理者の印が押された三十七票について赤松と館野芳之助の有効票と選挙長が判断したことを不当として同様の訴訟を提起した。

二十二日、同裁判所下妻支庁は赤松の主張を認め、選挙法五十一条五項の趣旨に沿って「其姓名を明認し得らるるものは之を有効と決するに於て啻に実害なきのみならず実に法意に沿ふものと云ふを得へし」と述べ、一見して赤松の票であるのに無効と判定された票二十七票を赤松の票と認定し、別人の票とされた票について一票を赤松、一票を森、一票を館野芳之助の票とそれぞれ認定する判決を下した。[11] 河田側は問題とされた無効票について、「字体の明瞭なるものは別に想像上の人を設け之れか得投票と為すへき」だったが、「当時投票の多数と煩雑とに制せられ錯て他の誤字若くは不明の投票と共に無効と決定」してしまったと弁明した。これにより赤松六百三十七票、森六百二十二票、館野五百九票となる。判決を受けて選挙長は知事に報告し、知事は八月一日、茨城県告示第一二七号で森の当選を取り消し、同一二八号で赤松の当選を告示し赤松に当選証書を授与した。これを受けて、衆議院は八月十二日に森の当選無効を認定し、二十五日に赤松の当選を認めた。これが最初の当選者交代となった。

当選取り消しを不服とする森は八月十二日、知事を相手取って不法告示取消訴訟を東京控訴院に提起した。十一月十九日、同控訴院は取消請求の権利がないとして森の訴えを棄却した。また、選挙長が下妻支庁判決を不服として上告していた裁判も、大審院が十一月二十四日、原判決を支持する判決を下し、赤松勝訴が確定

とや、投票用紙記載の文字以外に選挙運動の事実がないことを判断基準にしたことを批判したが、大審院は被選挙人名簿の件は原判決の錯誤と認定したものの、全体の事実には影響を与えないとして原判決破棄の理由にはならないとした。同様に内田の起こした訴訟についても大審院は十一月十四日に、投票管理者の印自体は投票の有効無効に影響しないと判断し、上告を棄却した。[13]

そして、二十五日に召集された衆議院には、森と赤松の両者が向かった。森は当選証書を持って曽根荒助書記官長に面会したところ、書記官長から「議員名簿に姓名なきものハ列席せしむるを得ざる」と告げられた。[14]森は議場において議員の意見によって去就を決めてほしいと書面の取り次ぎを依頼したが拒絶された。

そこで、森は十二月八日に議席請求書を提出して自らが正当な当選者であることを主張したが、衆議院は十日付で請求書を却下し、森の出席を認めなかった。[15]十五日にも森は再申書を中島信行衆議院議長に提出した。森の主張を要約すれば、下妻支庁判決を理由に森の当選を取り消したのは地方官の任意の処分にすぎず効力はない。また、もし次点者が下妻支庁判決を森の当選無効の理由とするならば、「選挙法第七十八条に依り隆介に対し当選訴訟を提起し以て其権利を争はざるべからず」。自分は当選訴訟により無資格と判決されたこともなければ、衆議院によって資格なしと議決されたこともない。したがって、議院法八十条の規定により資格なしを証明されるまでは議院において位列及び発言の権利を失わないはずであるから、議事に参加することの許可を求めるというものであった。[16]

以後、森と赤松の争いは衆議院において判断されることになり、議員から赤松の議員資格審査の申立が行われた（この件については第四章において取り上げる）。

した。[12]河田側は、別人と判断した票に関して、原判決が、本来存在しない被選挙人名簿への氏名記載のないこ

（2）石川二区

石川県第二区は投票の結果（選挙人二千六十七人、棄権六十一人、無効六票）、一千二十一票を獲得した相川久太郎が九百七十票の杉村寛正を破り当選した。

選挙後、相川他二名は私書変造行使（生年月日詐称）の疑いで金沢軽罪裁判所の取調べを受けたが、八月十一日、予審で免訴の言い渡しを受けた。[17] 言渡書によると、相川の生年月日は元治元年八月十五日で二十六歳であることは各証拠により明確だが、三名が共謀して年齢不足を補うため私書を変造して行使したという証拠は不十分であるため治罪法二百二十四条に従って免訴とした。[18] 次点の杉村は、十五日、相川の年齢が被選挙人資格を満たしていないと主張して大阪控訴院に当選訴訟を提起した。十月十六日の公判で、相川側は地租修正により杉村の納税額が十三円余に減少して十五円未満であり、訴訟提起の権利がないことを主張して妨訴の抗弁を行った。[19] 杉村側は地租修正により納税額が十九円余から十八円七十銭余に減少したが提訴の権利はあると反論した。これにより相川の当選無効を審理する前に杉村の提訴の権利を論じ、その当否について中間判決を下すことになった。裁判長は即日、妨訴の抗弁に関して棄却する中間判決を下した。相川側は不服として大審院に上告した。これに対し、杉村側は、本件は最も緊急を要するため、中間判決に対する上告に拘わらず引き続き本案の審理を行うことを書面で申し立てた。[20]

二十四年一月二十八日、大阪控訴院民事第三部は、年齢不足のため被選人資格がないとして相川の当選を無効とするも、杉村を適法の当選人とする判断はしないという本案判決を下し、訴訟費用は相川が九割、杉村が一割を負担することを命じた。[21] 相川から大審院に妨訴に関する上告がなされている中での判決であった。判決

文によると、判決理由は以下の通りであった。明治七年戸籍には万延元年正月十五日生とあるが、明治十一年戸籍には文久三年正月十五日生とあり、七年戸籍は十一年戸籍によって効力を失っている。乙二号証は出所が不明で作為によるものか分からないから信用できない。徴兵異動届には被告の署名と捺印があり、証拠書類五通を含め元治元年八月十五日生と記載がある。明治二十三年に相当の手続を経て戸籍を訂正したが事実と異なる。よって相川の真実の生年月日は元治元年八月十五日と認定する。ゆえに選挙法八条に定める相当の年齢には達していない。

二月五日、大審院は妨訴申立に関する中間判決を不服とする相川の上告を棄却し、原判決を支持した。相川は杉村の直接国税額が十五円未満だから議員資格を持たず、提訴の権利を持たないこと、原判決が直接国税と提訴の権利について述べていないこと、それに関して相川の挙証を拒絶したこと、杉村が石川郡長に任命され議員との兼職ができないことを主張した。大審院は、原判決において、杉村が直接国税十五円以上を満たしていると認めた点、選挙区外の郡長に任命されたことで議員の当選資格を失うものではなく、任命は原裁判以後である点から相川の主張を退けた。[22] 二月十日の衆議院では、書記官長から大阪控訴院判決の報告と相川の中間判決に関する上告棄却の報告がなされた。

二月二十八日、相川は大阪控訴院本案判決を不服として大審院に上告した。[23] 趣旨をまとめると、第一に、控訴院が万延元年一月十五日生まれと記載がある七年戸籍は十一年戸籍によって失効したというが、十一年戸籍の文久三年一月十五日生まれとの記載は二十三年の訂正によって万延元年一月十五日生まれと改正されている。相当の手続を経て訂正したものであるから、偽造変造でない限り司法権は侵入できない。第二に、同院が相川の年齢を確定する際に十一年戸籍の文久三年一月十五日生まれではなく元治元年八月十五日生まれとする

のは、申し立てざる事物を被告に帰せしめており、民事訴訟法二百三十条に違反している。第三に、二十三年訂正の戸籍は正確なのに、元治元年生まれと判示したことをみれば排斥したように見えるが、理由を明示しないのは不法である。第四に、妨訴の抗弁上告中は裁判言渡をすべきでないと申立を行ったのに裁判言渡を行ったのは民事訴訟法二百七条二項[24]に違反している。

五月七日、大審院は上告を受理し[25]、六月二十二日、相川の上告を棄却する判決を下した[26]。これにより相川の当選無効が確定し、衆議院は六月二十五日に杉村を当選者として認めた。

(3) 熊本六区

熊本県第六区は投票の結果（選挙人五百五十九人、棄権六十九人、無効三票）、二百四十六票を獲得した代言人・松山守善が、二百三十九票の小崎義明を七票差で破り当選した。

松山は当初、中西新作の応援をしていたが、中西に中立派が反対していた関係上、松山が候補にならざるを得なくなった[27]。当選後、無資格者による投票の容疑で天草の住民が拘引され[28]、松山は当選辞退すれば告訴を取り下げると反対派から脅され、仲間からは慰留されたが当選辞退を表明した。しかし、直後に辞退を撤回する。その理由は、松山自身によれば病床の長女に「初期の議会が大事でもあり名誉でもある」と言われたからだという[29]。松山ら改進党と対立する国権党の機関紙『九州日日新聞』の報道によれば、松山は辞退届を作成し、中西新作に月日を空欄のまま預けておいたところ仲間の決議を待たずに中西が独断で提出したものであり、内部の協議によるものではないためであった[30]。

八月十二日、小崎は松山の当選無効を求めて長崎控訴院に当選訴訟を提起した。十月九日、同控訴院は松山

勝訴の判決を下した。小崎はただちに上告した。公判で、[31] 小崎側は、新合村十人と一丁田村一人の計十一人は選挙人名簿に記載されているが選挙会の際に無資格者であることを発見し、八月十日に村長から郡長に名簿取消の依頼が出されたことをもって証拠とし、[32] 松山側は、選挙会まで名簿に関する公訴の提起なく投票、開票が行われたこと、村長からの名簿取消の申し出は越権行為で無効であることを主張した。判決は、十一人が無資格である明確な証拠がないこと、選挙人名簿縦覧期限内に選挙長に改正を求めるべきものでその期限を経過していること、異議なく確定した名簿にもとづいた選挙で松山が当選したことは有効であると判断した。なお、無資格にもかかわらず投票を行った者と関係者計十四人に対しては、十月三十一日に投票偽造、私書偽造の罪で、最も重い者には重禁錮八ヵ月、罰金十円、監視六ヵ月の判決が下った。[33]

翌二十四年三月二十四日、大審院は原判決を破棄し、広島控訴院に移送する判決を下した。[34] 小崎側は、第一に控訴院判決が無資格者の資格有無について審理判定しないのは不法であること、第二に確定した選挙人名簿に登載されたからといっても無資格者が有資格者に変じる効力があるわけではなく、選挙法七十八条はいかなる場合でも当選者の当選を無効とする理由があるときは提訴できるとしているから、当選者と次点者の票差以上の無資格者による投票があった場合には当然提訴できることを主張した。判決は、選挙人資格の有無を理由に当選訴訟が提起されている場合、その資格の有無は主要な問題であるから明瞭に判断する必要があるにも拘わらず、原判決が曖昧にした点は審理を尽くさず不法の瑕疵を免れない。また、原判決は選挙人名簿の確定と選挙資格を混同しており、選挙法二十二条、二十三条の解釈を誤っていることも不法であると判断した。

五月十四日、広島控訴院は松山の当選を無効とする判決を松山欠席のまま下した。具体的には、松山の得票二百四十六票のうち、十一名は無資格にも拘わらず資格を偽造して名簿に登録されたものとの小崎の主張に対

して、松山は喚出に出頭しないため「自白シタルモノト看做シ」、松山の得票を二百三十五票とした。これは次点者小崎の得票二百三十九票を下回るため当選無効と判決した。[35] ただし、小崎を適法の当選人とすべきものとの請求は却下した。判決は当選訴訟を当選人の当選を無効とする理由があるとき、それを取り消すために提起するものと解釈し、適法の当選人を決めるものではないと判断した。これに対して、小崎側代理人岸清一は、控訴院は当選の有効無効だけでなく適法の当選人を決定すべきで、判決は「法律を誤解したる者」と批判する一方、小崎が最多数の投票を得たことは明示されたので行政庁が小崎に当選証書を付与するだろうと述べた。[36]

そして、七月六日、小崎は上告せず、広島控訴院判決が確定した。[37] 二十七日、天草郡役所にて選挙長と選挙立会人によって投票実物の調査がなされ、小崎二百三十八票、松山二百三十五票と判明した。[38] 衆議院は松山の当選無効を認定し、同月二十七日に小崎を当選者と認めた。松平正直熊本県知事は、告示第六十三号（七月三十一日付）において小崎の当選を告示した。[39]

（4）群馬四区

群馬県第四区は、投票の結果（選挙人一千八百四十七人、棄権五十一人、無効七票）、温泉旅館を経営する木暮武太夫が四百六十四票を獲得し、四百二十二票の島田音七を破って当選した。

選挙後、選挙区内の東村に不正の疑いがあるとして島田派が控訴院に提訴する材料を探して奔走したが、東村は木暮派で占められていたため困苦していた。しかし高崎収税部出張所在勤の職員に依頼し納税額を調査し、その結果村長を始め四十名が無資格で村長の不正行為が確実という証拠をつかんだ。[40] 八月十一日、高崎警

察署長は島田の提訴の動きを知り、郡役所で土地台帳を調査し、東村投票者三十五名が納税額十五円未満と警部長に報告した。これは村長が「有心故造無資格者に選挙せしめたるもの」として、村長に対して官文書偽造の告発をすべきと上申した。[41] その後、東村の村長ら三十六人は選挙法違反で告訴される事態となった。[42]

島田は、木暮に投票した東村投票者の中に死亡者、賭博犯で満三年経過していない者、直接国税十五円未満の者、代人投票者があり、それらの投票を無効として除けば自分が当選者となることを主張し、十二日、当選訴訟を東京控訴院に提起した。[43]

翌年二月二十三日、前橋地方裁判所は、予審の結果、村長ら三十六名に対して、「衆議院議員選挙資格を詐称して選挙名簿に記載せられたるとの証拠不充分なり」として、全員免訴とした。[44]

三月七日、第一審・東京控訴院は、「被告木暮武太夫の当選は選挙人に於て資格の具備せさるもの、投票四拾六票あり依て最多数を以て当選したる効力は存せさるものとす」、「訴訟入費は被告之を負担すへし」と判決し、木暮票四百六十四票のうち四十六票を無資格者の投票と認定し、票数逆転で島田勝訴の判決を出した。[45] 理由として、第一に、木暮側は選挙人名簿確定後に投票を行ったのであるから資格を今日に至って争うべきではないと主張するが、名簿確定の効力は単に投票すべきものを一応確定しただけであり、無資格者が行った投票を有効とする効果を持つものではない。第二に、木暮票のうち四十四人は納税資格がないことは直税署の証明で明らかであり、一人が賭博罪で満期の後三年経ていないこと、一人がすでに死亡したことはそれぞれ監獄署と長尾村村長助役の証明書で明白である。合わせて四十六人は無資格者による投票である。第三に、以上のように木暮票四百六十四票から四十六票を引くと四百十八票となり、島田は四百二十二票であるから木暮は最多得票者ではないというものであった。判決を受けて、島田は自らを当選者とする当選証書の交付を申請した。

四月十五日、群馬県内務部長は、裁判は上告して審理中のため確定していないことを理由に交付できないと回答した。[46]

一審判決を不服とする木暮側は大審院に上告した。上告趣旨は下記の通りである。[47] 第一に、原判決が選挙人の資格訴訟と当選訴訟の区別をせずに、確定名簿は選挙区に制限されない被選挙人が選挙人の資格効力を争うことを拘束するものではないとして理由なく破棄したのは民事訴訟法四百三十五条に照らし不法である。第二に、判決は直税分署帳簿の性質を誤解し、これをもって選挙法六条三項の納税額を定めるとしたのは不法である。選挙人名簿は直税分署の帳簿によって作成するのではなく、土地台帳名寄帳町村役場の記録によらなければ相続や共有地納税負担の割合、他町村の納税額を合算することができない。直税分署は県下一般の納税を管轄するのではなく行政区画の一部を管理するに過ぎない。第三に、判決は裁判の理由として引用した証拠に反対する事実を掲げたのは不法である。直税分署の証明によっても十五円以上の納税が確認できる四人までも無効としたのは証拠をねつ造した不法な裁判である。第四に、判決が無効とした四十六票のうち四十四票について明確に人名、納税額を挙げ無効の理由を示さないのは民事訴訟法四百三十六条七項に該当する不法である。仮に四十六票が無効として、それがすべて木暮票かどうかは投票を点検しなければ分からないが裁判所は点検せず、理由も示さないのは不法である。第五に、戸籍は町村長の職務であることは戸籍法によって明らかである。そのため他町村の町村長は生死を知り得ないにも拘わらず、東村民の死亡を長尾村村長助役の証明書によって判断したのは不法である。

大審院は六月二十日、原判決に問題ありとして差し戻した。[48] そのため、再度東京控訴院で審理が行われた。九月十七日、控訴院は木暮票を四百十五票、島田票を四百十八票と認定し、木暮の当選を無効とし、訴訟費用

は木暮が負担することを命じる判決を下し、再び島田が勝訴した。判決文によると、理由として以下の五点が挙げられている。[49] 第一に選挙人名簿の確定は資格確定を意味しない。第二に、土地台帳は明治九年の地券台帳を基にして変動あるごとに更正していることは群馬県収税長の取調書の通りであり、この土地台帳にもとづく直税分署の証明は選挙人の納税額を証明している。木暮側提出の町村長の証明書は証拠とならない。第三に、島田側が自筆ではないから無効と主張する二票について木暮側はこれを争わないから自筆と認められない。自筆でない投票で投票明細書に代書の明記がない場合は選挙法三十九条により無効である。島田側が無効と主張する五十六票のうち、七票は有効であるが、納税額不足の四十五人、死亡者一人、賭博犯で満三年経過していない者一人、自筆でない者二人の合計四十九票は無効である。第四に、木暮側は共有地の地租負担の割合は直税分署の証明できるものではないと主張するが、その割合も土地台帳または付属帳簿に記入されている。帳簿によれば、木暮側が特別の割合で負担したと主張する四人のうち、三人は割合の記載がないため、選挙法施行規則五条により割合を平分して算入するといずれも十五円に達しない。残りの一人も共有人名簿に記載がないため共有地の所有者と認められない。他に共有地を有すると主張する二人も帳簿による証拠はなく認められない。第五に、木暮の得票は四百六十四票から四十九票を除いて四百十五票、島田の得票は四百二十二票から四票を除いて四百十八票となり、木暮よりも三票多いため木暮の当選を無効とする。

木暮側は再度上告し、二十五年一月十九日、大審院は再び控訴院判決を破棄し、差し戻しが妥当と判断したが、すでに衆議院が二十四年末に解散となったため、選挙法八十二条の規定により、訴え自体が棄却された。[50] 大審院は、投票が自筆によるものかどうかが焦点となった二票について、木暮側が筆跡を知らないと答えたことをもって事実を争っていないと見なし無効票とした原判決の判断と、島田側の一票について原判決が有効無

効を判定しなかったことを問題視した。その上で大審院は、前者については、不知の陳述は自分の行為や実際に経験したものでない限り、事実を争っているとみなす民事訴訟法百十一条の規定[51]に原判決が違反していると認定した。後者については、帳簿により島田票のうち五人に納税資格がないという証拠があるにも拘わらず、そのうちの四人は無資格と認定しながら、残り一人について判断しないことは判決の要点に理由を付さない裁判であると認定した。判決からわかるように、前者の認定によって木暮票四百十五票に二票が加わる可能性と、後者の認定によって島田票四百十八票から一票が無効であれば減る可能性があった。つまり両者四百十七票で同数となる可能性があったのである。

木暮は議席を奪われることなく第一・第二議会に出席できたが、この訴訟騒動の渦中にいたため、選挙干渉で知られる第二回総選挙には出ることができなかった。この点について、木暮は「本区も不幸にも多分吏領と化し去り候義、天下政友ニ対し面目無之、深く慙愧いたし候」と自身の選挙区を政府支持派（吏党）に奪われたことを仲間に詫びている[52]。

以上述べた通り、当選者をめぐる訴訟の内容は被選挙権年齢、無資格者票、選挙長の不当決定に関するものであり、裁く裁判所の判断には混乱がみられた。特に、当選無効を判決した際に、正当な当選者を認定しなかったことは、当選者の認定方法に課題を残した。

第三章　衆議院における議員資格審査

本章では、当選訴訟が提起されなかった当選者争いが衆議院で議員資格審査の要求として出された後、どの

ような議論がなされたのかについて論じる。特に衆議院の自律性がどのように考えられたのかに注目する。

議院法七十八条は「衆議院に於て議員の資格に付異議を生したるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すへし」とあり、議員から異議が出た場合に資格審査委員会を設置する規定となっている。ただし、裁判所が当選訴訟の裁判手続を行ったことを審査することはできない（同七十九条）。議員は資格がないことが証明されるまでは議院に列席し発言する権利を失わず、資格審査委員会で弁明はできるが表決には加われない（同八十条）。「議院法説明」によれば、[53] 起草者は七十八条について、当選訴訟を裁判所に委ねる方法をとり、議院の資格審査を必要としないが、議院内において資格に正当ならず、もしくは失格者であるとの異議が生じた場合には特に資格審査委員を選び審査すると説明しており、裁判所の当選訴訟が基本に考えられていることがわかる。また、八十条について、当選の当否や資格の有無について訴訟を受けもしくは議院内において異議を生じると説明していることから、当選の当否と議員資格は分けて考えられていることがわかる。

明治二十三年十一月に始まった第一議会において、議員資格に関する異議が二件呈された。[54] 秋田一区の二田是儀と茨城四区の赤松新右衛門の事案である。各事案に対して審査委員会が発足し、委員による審査が行われた（以下、二田に対する議員資格審査委員会を二田委員会、同じく赤松に対するものを赤松委員会と呼ぶ）。

（1）二田是儀に関する審査

秋田一区は開票の結果、二田是儀と大久保鐵作が四百三十票で同数になり、年長者の大久保が当選となり知事が当選証書を七月十七日に交付した。ところが、選挙長により無効と判断された捺印されていない二田票六

票が、秋田始審裁判所の判決で有効と判断されたことを受けて、大久保の当選を取り消し二田が当選者となった。[55] さらに選挙後、二田に投票した選挙人九人が収賄で有罪判決を受けたことをもって、[56] 九票を無効と判断すべきであり、議員が正当の選挙で選ばれているか審査する必要があるとして、二人の議員から議員資格に異議が申し立てられたものである。[57] 二田はこれに対して、衆議院の審査対象は議員資格であって投票の効力ではなく、罪に問われた者の投票であっても直ちに無効になるわけではないと反論した。

審査に先立って、委員会は、衆議院には選挙における投票の有効無効に関して審査決定する権限があるのかという根本的な問題に直面する。十二月二十二日、末松謙澄委員長は議長に対して権限の有無に関する衆議院の決定を求めた。[58] その際、委員会としては、権限はないという立場をとることを明らかにしている。

権限があるとする意見の論拠は次の三点に集約された。[59] 第一に、議院法七十九条の裁判所において当選訴訟の裁判手続をなしたるものは衆議院において同一事件につき審査することを得ずという条文から、当選訴訟を提起していない場合は衆議院において当選について審査する権限がある。第二に、議院法七十八条にいう議員の資格は、同七十七条にいう被選資格とは別物であり、議員となるまでに必要な一切の条件を指しているのであるから、選挙手続き、投票の有効無効も審査対象となりうる。第三に、議院は議員の徳義を監督する権限があるから、議員の徳義に関する事項も資格として審査できる。

一方、権限がないとする意見の論拠としては次の九点が挙げられた。[60] 第一に、議員の資格とはクオリフィケーション、すなわち議員の具えるべき必要条件をいうのであり、議員選挙の手続きは含まない。第二に、選挙の手続きに関しては選挙法の規定により始審裁判所あるいは控訴院に判定させることになっており、司法権に属する。第三に、投票の有効無効を審査する際には事実を明らかにするために人民を召喚したり、議員を派

出したりする必要があるが、議院法七十三条はそれらのことを議院はしないと規定している。したがって衆議院は議員資格を審査する権限はあるが投票の有効無効を審査する権限はない。第四に、貴族院令九条は、貴族院はその議員の資格及び選挙に関する争訟を判決すると規定し、議員の資格と選挙を区別している。議院法七十八条は衆議院において議員の資格としか述べておらず、選挙のことを判定する権限をもたないことは明らかである。第五に、衆議院に選挙手続きに関する判定権があるとすれば、貴族院議員資格及選挙争訟判決規則のような規定がなければならないが、存在しないことは権限がないことの証明である。第六に、選挙法七十八条は当選訴訟提起の期限を当選人の姓名告示日より三十日以内と制限している。もし選挙の有効無効を衆議院が資格審査として判定できるとなれば、異議申し立てによっていつでも当選の有効無効を判定できることになる。同条文が有効になる解釈をするならば権限として認められない。第七に、憲法、議院法、選挙法の規定から解釈すれば、選挙の手続きを履行するのは行政部、選挙手続きの有効無効を判決するのは司法部、正当な手続きを履み議員となった後に議員資格、すなわち身分を具備するかどうかは立法部に区分されているから、投票の有効無効の判決は司法部に属する。第八に、選挙の手続きに関して議院と裁判所の判断が抵触する場合の規定は存在しない。したがって裁判所に権限があるならば、衆議院には権限がないことが推測できる。第九に、投票の有効無効は、議員の権利のみならず、投票した選挙人の選挙権にも関係する。もし衆議院に投票の有効無効を判定する権限があるとすれば、衆議院は議院の外において選挙人の権利について裁判権を有し、その権利に影響を与えられることになるがそのようなことはできない。

結局、十二月二十五日、衆議院の決定は得られないまま委員会は二田に対する異議の申し立てについて、「議員の資格に関せざるもの」として議院法七十八条の規定により審査すべきでないと決定した。(61) これにより、

衆議院の議員資格審査は、選挙に関する投票の有効無効には及ばないことが確立した。これは起草者の意図をそのように判断し、また、司法権に対する侵害となる恐れを考慮したものと考えられる。その後、二月二十八日、本会議において二田委員会の審査結果が報告され、討論が行われた。[62] 議員からは、議院法七十七条に被選資格とあり、七十八条に議員資格とあるから、議員資格は被選資格と同一ではなく、投票に関しても審査できるという反対意見や、裁判所は訴えが提起されて裁くところであり、提訴されなかったものは資格審査で調査できるという反対意見が出された。結局無記名投票の結果、賛成百二十八、反対六十四で可決された。

（2）赤松新右衛門に関する審査とその後

赤松委員会が設立されるまでの経緯については、第二章で述べた通りである。以下では、その後の経緯について扱う。

赤松委員会は、十二月十一日、岡山兼吉を委員長として発足した。[63] 二十日、赤松の答弁書を議長から下付され、二十三日の委員会では二田委員会と性質が似ているため同委員会から衆議院に要求した一件の決定を待って審査することを決めた。二十五日の赤松委員会において、二田委員会と同様に審査事項は議員の資格に関するものではないと判断し、審査を終えた。

そもそも三人の議員が異議を申し立てたのは、当選訴訟を起こさなければ当選者の当選は無効にならないから、当選訴訟を申し立てていない赤松は当選者になる資格がないという主張であった。[64] 赤松は、知事が森の当選証書を取り消したことで当選者の資格は消滅したから当選訴訟を起こす必要はなくなったと判断して提訴しなかったと説明した。

委員会は、論点を三点挙げた。[65] 第一に行政官が一旦当選確定の告示をして当選証書を付与した後に、他に高点者ありとして処分を取り消す権限があるか否か。第二に東京控訴院において内閣の裁可を経ずに茨城県知事の当選取消処分を不当にあらずと裁判したのは正当か否か。第三に知事の当選取消処分と東京控訴院判決によって処分が正当と認められたにも拘わらず、森が当選証書を保有している以上は当選訴訟で取り消さなければ当選者と認めるべきか否か。委員会の見解は、第一、第二の論点については、当選手続について行政官が行った処分と、司法官の裁判の正当性を争うもの、第三の論点については行政司法の処分により当選の効力を論じているもので、いずれも議員の具えるべき必要の条件について異議を申し立てるものではないと判断した。その上で、もし三つの論点を扱えば、行政官の処分、司法官の裁判に対する効力を左右してしまい「三権分立の精神に背反するに至る」との見解を示した。この点では、三権分立の観点から議院の自律性よりも他の二権への侵害を避けることが優先されたことがわかる。

二月二十八日、二田委員会の審査報告が可決された後、赤松委員会の審査が報告されたところで、討論前に討論終結動議が出され、起立によって賛成多数となり可決された。その結果、審査は衆議院の議決を得ることとなり、赤松の議席は維持された。

以上の通り、茨城四区の事例は当選訴訟が提起されることなく議員が交代したが、二年後の第二回総選挙において同様の事例が発生したことで、その点が議会において議論となった。[66] 具体的には、富山四区において選挙人が提起した投票効力をめぐる訴訟の結果、富山地方裁判所は無効票のうち六十九票について落選した島田孝之の得票と認定する判決を下した。これを受けて、第三議会（二十五年五月九日）において、三人の議員が副島種臣内務大臣に対し、茨城四区の前例に倣いただちに武部其文の当選を取消し、島田の当選証書を発行す

ることを求める質問書を提出したのである。[67] これに対して、五月二十五日、副島内相は答弁書を提出し、前例との矛盾に関しては、「事実なりと雖も此処分は本大臣の指令に基きたるものに非ず。且行政上允当ならすと認めたるを以て今此例に依準せず」と、その処置が不適切であったため前例として依拠せず、富山県知事に対して当選状の書き換えを命令する必要はないと結論づけた。[68]

以上述べた茨城四区の事例には、三点の問題があると考える。第一に、当選訴訟の提起がなかった点、第二に、選挙法五十二条および選挙法施行規則二十九条にもとづく投票の効力を争う訴訟のみで当選無効と正当な当選者が決定された点、第三に、被告である選挙長に上告の権利があるにも拘わらず一審判決のみで決定した点である。そのため、第三議会において議員の質問への回答という形ではあるが、内務大臣が不適切な措置だったことを認め先例としないことを明言した。その点で当選を取り消された森隆介の主張は妥当なものであり、少なくとも当選訴訟が提起され、その判決が確定するまでは衆議院への出席は認められるべきであった。

第四章　議員逮捕事件と不逮捕特権

本章では、議員逮捕事件について経緯をたどった上で、衆議院の決議とそれに対する司法大臣の覆牒、法制局や外国人顧問の議論をまとめたい。

（1）事件の経緯

東京府第十区で当選した森時之助は、十六年から二十三年一月まで第六十銀行頭取を務めていた。二十三

年、同行は営業の継続が困難となった。株主の調査委員会が行内の財産を調査したところ、七万円の使途不明金が見つかり、そのうち五万円は森前頭取の責任によるものと判明した。森は一度は三万円を弁償することを表明するが、前言を翻し支払いを拒絶したため、株主が訴訟を準備し始めた。六月三十日、森は委託金費消の疑いで告訴された。そのような状況で選挙を迎えながらも、森は当選した。七月四日には東京軽罪裁判所から予審判事が森宅を家宅捜索に訪れ、[69]森は拘引された。以後、予審の審問を受けることになり、有権者からは辞職を促す声が出始め、補欠選挙に出馬する者の噂まで報じられる。十月二十二日に予審が終結し、森は刑法三百九十五条（委託金費消）に該当する軽罪と判断され、警視庁から東京軽罪裁判所に移された。第一議会開会が近づくと、刑事被告人として議会に出られない森に対する有権者の批判が強まり、十一月二十三日には集会を開き、森への辞職勧告を各方面に請願することが決まった。[70]

十二月三日、東京地方裁判所で初公判が開かれた。起訴状によれば、第一に二十二年七月に山形支店に出張した際に六百円を受け取り、自己のために消費し費目を地所建物代価に組み込んだこと、第二に第七十二国立銀行を森の名義で買収する際に、同行利益二千五百三十円を費消したこと、第三に二十年七月に福島に出張した際に若松支店支配人から交際費として六百円を受け取ったことが起訴事実であった。[71]五日、東京地裁は森に対して委託金費消罪の証拠充分と判断し、森を重禁錮一年に処し、費消した三千百三十円は第六十銀行に弁償し、私訴に対する訴訟費用も負担するよう判決を下した。[72]森は同判決を不服として控訴した。

翌二十四年一月二十二日、東京控訴院で初公判が開かれ、翌日、公判が終結した。二十七日、控訴院は森に対して重禁錮一年三ヵ月、罰金三十円、監視六ヵ月を付加する判決を下し、森は不服として上告した。二月十二日になってようやく保釈され自宅に戻った森は、衆議院に対して十六日に帰宅届、十七日に二週間の請暇願

を提出した。[73] 結局、二十七日、森は衆議院に辞職願を提出し、賛成多数で許可された。三月十日、大審院にて公判が開かれ、森側は期満免除を主張し、無罪を求めた。大審院は原判決を破棄し、名古屋控訴院に移送した。五月二十三日、同控訴院は重禁錮八ヵ月の判決を下した。理由として、第一に若松支店の六百円費消については、自己の費消を銀行用と偽って出させたのは詐欺取財だが、費消の行為を要せざるものであるから、その罪は六百円を取り出させた二十年六月二十九日に成立し、告訴は二十三年六月三十日であるから既に軽罪公訴の時期を経過しているため免訴と判断した。第二に七十二銀行への三千百三十円費消は委託金費消罪につき重禁錮八ヵ月とした。損害要償のうち六百円を時効で除いた残りの二千五百三十円の賠償を命じ、私訴費用のうち四分の三を負担することを命じた。[74] 同判決の第一については検察側、第二については森側が不服として上告した。

十月一日、大審院で公判が開かれ、五日、大審院は第一の行為について検察側主張を認め、委託金費消罪は「金額を被告の手裏に領収し其目的を遂けたる時に於て成立する」として時効は認めず、原判決は擬律の錯誤による違法の判決とした。第二の行為については森側代理人の主張を全て退け、結局、二罪俱発で重い方の第一の罪により、重禁錮一年、罰金二十円、監視六ヵ月の判決を下した。[75] これによって一連の訴訟は終結し、森は再度留置場に拘留されることとなった。[76]

（2）不逮捕特権をめぐる議論

憲法五十三条は「両議院の議員は現行犯罪又は内乱外患に関る罪を除く外会期中其の院の許諾なくして逮捕せらるることなし」と不逮捕特権を定めていた。また、選挙法十七条は「刑事の訴を受け拘留又は保釈中に在

る者は裁判確定に至るまで選挙権を行ふことを得す及被選人たることを得す」として選挙前に拘留されている者の被選挙権を剥奪していた。つまり、選挙後、当選者が会期前に逮捕され、会期中拘留されている場合については憲法や法律で明文化されておらず、法の盲点であったといえる。そのため複数の解釈が可能であり、議論の結果によって取り扱いが左右される状態であった。

当時の議論は三種類の説があった。[77] 甲説は、不逮捕特権は議院不可侵権から生じるものであるから、司法官が会期に際して既に逮捕した議員を解放しないのは議院不可侵権の侵害であるとする。乙説は、議院の特権は絶対的ではなく、開会後政府に対して既に逮捕した議員の解放を求めることはできるが、政府は議員の要求なしに司法処分を中止する義務はないとする。丙説は、議員及び議院の特権は法律の明文で付与した範囲内に限定され、憲法は会期外に逮捕することや既に逮捕した議員を解放すべきことを指示していないから議院は解放を要求する権利をもたないとする。法制局の解説は以下の通りである。甲説は英国や仏国の不可侵説を論拠として主権は議会にあるという主義に立っており、日本の憲法はそのような絶対的主義を採用していない。[78] 乙説はドイツ、プロイセン、オーストリアで行われる議論で最も事理に適したといえる。ただしこの三ヵ国はいずれも乙説を憲法に明文化している。日本の憲法にはそのような明文は存在しないため、この件は憲法上の問題ではなく「政略上の問題」であり、政府の取る決定は将来にわたって憲法上の慣例となるものである。

次に、本件に関する外国人顧問二名の回答を取り上げる。ロエスレル（リヨースレル）は次のように答えた。[79] 五十三条の目的は政府の好ましからざる議員に対して権謀的な審問を行うことを防ぎ、議員に政府の命令に対して憲法上の権利を独立に使用することを保全することにある。したがって開会の際に現存する審問逮捕にも適用されなければ目的を十分果たせない。しかし私の考えでは議会は開会の際に既に施行した逮捕を中

止させることはできない。理由として、第一に、五十三条は特権もしくは例外法を含んでいるからである。例外法は明言するところから離れた推論はできないのは法律上の原則である。第二に、法律の使用上、司法の独立権に干渉してしまうからである。司法権の独立は権謀による異議のため議員を保護するよりも国家の利益を安全にする必要がある。

ボアソナードの回答は以下の通りであった。[80] 五十三条は議員逮捕に至当の理由なく濫妄の訴追を行いその職務を妨害する弊害を防ぐための規定である。現行犯を除いているのは至当の理由なき恐れがほとんどないからである。もし会期前に逮捕され五十三条中の除外項目に相当しない者がいれば、政府はその逮捕を存続することを請求する義務がある。翻訳者の注によれば、政府にこの義務があるゆえに議会には釈放を要求する権利がある。先の論点整理でいえば、ロエスレルは丙説、ボアソナードは乙説である。

『東京朝日新聞』は、社説で衆議院の対応を批判した。[81] 憲法五十三条の解釈については、憲法は会期中と限定しており、逮捕と拘留は異なるとの立場を取る。そのため、会期前に司法官が刑事訴訟法に従って逮捕するのは正当な手続であり、会期が来たからと中止し放免するのは司法権を傷つけるものである。議員の会期中の不逮捕特権は例外特権であり、それゆえ狭く解釈すべきである。会期前に行政府が議員を逮捕拘留する議論は取るに足らず、司法権は独立であると主張した。同社説は全体として論点整理の丙説に近く、司法官僚の論理に立っている感がある。

（3）衆議院決議と司法大臣の覆牒問題

衆議院では、召集日の十一月二十五日の議長副議長選挙会において、末松（光妙寺）三郎が議員の権利に関

する発言を求めたが、仮議長を務める曽根荒助書記官長に阻止され、その後、井上角五郎も森の逮捕に関する件を議長選挙の前に議論することを求めたが、選挙会に直接関係しないとして反対多数で否決された。[82] 十二月四日、末松から動議が出され、森の処遇をめぐる議論が始まる。動議は「衆議院議員にして開期前に逮捕せられ開会後尚拘留中の者は衆議院の許可あるに非されは引続き拘留することを得ず」という内容であった。[83] 末松はこの問題を「議会の権利に関係を有する」問題ととらえ、開会前の逮捕は正当であっても、開会後も拘留を続けることは議会の独立を保つために特権を認めた憲法五十三条の精神に適合するのか疑問視し、これを許すと行政権を濫用して開会前に議員を逮捕し、開会後も拘留を続けることが可能となる危険性を指摘した。そして、特別の法律をつくることなく、衆議院限りの憲法解釈により決定をなすこと、衆議院が拘留の継続を認めない場合は議長が司法大臣に拘留解除を通知することを求めた。討論がなされ、結局、末松の動議は賛成多数で可決され、衆議院の決議となった。そして、末広重恭から、議長の指名による特別委員九名選出の動議が出され可決されたことを受けて、森の逮捕に関する特別委員が九名選出された。[84]

十二月五日、特別委員会（末松委員長）は、「議員逮捕の事件に関する本院本日の決議を議長より司法大臣え通知すること」と「本事件に付司法大臣の照会あれは拘留を許諾すへきものと認定す」の二項目を決議し、本会議で議員に諮った。[85] その際、議長は山田顕義司法大臣から森有罪の東京地裁判決の通知があったことを報告した。議長が司法大臣から十一月二十四日にも書記官長に通知があった旨も報告したところ、植木枝盛が壇上で憤り「書記官長は何故今日迄隠匿し置きしか請ふ議長に於て其原因を取調ありたし」と叫び、井上角五郎も衆議院による拘留許諾の件を議論している最中に判決を通知してきた「司法大臣の処置は不当なり」と発言し、二十四日の通知をそのままにしたことの理由を議長に尋ね、司法大臣を呼んで判決は予審か終審か、上告

できるのかについて答弁させることを求めたが、議長は休憩を命じた。[87] 審議の結果、委員会報告の第二項は削除することに決まった。[88] 議長は衆議院の決議を司法大臣に通知した。

翌六日、衆議院決議を受けて、司法大臣は以下の内容を議長に通知した。[89]

本大臣は憲法明文の命ずる所に従ひ司法権の施行を為さしむるの外既に着手したる刑事訴訟を停止せしむるの権を有せず従て他の権勢の諾否に因り司法権の必要なる処分を張弛せしむること能はず故に議会の議決に対して何等の関係をも有することなし

司法大臣は刑事訴訟を停止する権限を持たないこと、衆議院の許諾の有無によって司法権の処分を変えることはできないとして、衆議院の拘留継続許諾の権限を否定した。

この覆牒を受けて、九日、島田三郎は「司法官の覆牒に対し本議院の目的を定め其利益を後来に確保し議員身体の自由を安全にせんが為めに九名の委員を選挙する件」との動議を提出した。[90] 島田はこの問題は「長く此の議会に実例を与へ、議員の権利利益に消長を生ずる」ととらえ、焦点は「衆議院及ひ司法大臣の権力の整頓にある」と主張した。すなわち憲法五十三条の解釈をめぐって、衆議院は憲法の精神を重視し、逮捕の文字は一時の逮捕にとどまらず拘留を含むと広く解釈するのに対して、司法大臣は憲法の明文を重視し、逮捕を狭く解釈し両者は対立した。また、島田は「此の一期の決するところは、後来に先例を与へること」と第一議会が先例を作り出すことを自覚し、慎重な手続を求めた。その後、上奏案を提案する意見などが出されたが、結局、三崎亀之助が提案した修正案が百二十四対百十六で可決された。修正案は「司法大臣の覆牒事件に対し本

議院の処分法を審査せんが為めに九名の委員を選挙すへし」であった。各部から委員が選出され[91]、互選で末松が再び委員長に、末広が理事に選出された。その後、予算をめぐる議論と攻防が活発化したことで覆牒問題は全体の関心事から外れていく。

二十四年一月十日、末松委員長は委員会報告において、検討を重ねた結果、司法大臣の覆牒を不当として上奏して勅裁を請うことを決議したと報告した[92]。報告に対する議員からの発言は全くなかった。第一議会最終日の三月七日、横堀三子から森逮捕事件に関する委員の報告に対して議定を要すという緊急動議が出されたが、他の多くの緊急動議と同様、審議・採決されることなく直後に閉会した[93]。結局、上奏もなされなかった。

以上の通り、衆議院としては会期前に逮捕され拘留中の議員に関する拘留継続は議院の許可がなければ認められないと決議したが、司法大臣は衆議院の許可の有無によって司法権の処分は変えられないとの覆牒をなし、衆議院の権限を否定した。憲法に明文化されておらず、内閣が議会に責任を負う議院内閣制でもない以上、衆議院の対抗手段はなく、政府の解釈が先例として確立することになったのである。

第五章　おわりに

以上、第一回総選挙の当選者をめぐる訴訟・議員逮捕と議院の自律性に関して述べてきたことをまとめたい。

当選訴訟に関しては、納税資格が満たされていない選挙人の投票、当選者の被選挙権年齢不足、選挙長の無効判定が原因となって提起された。当初、裁判所は、選挙法七十八条に定める当選訴訟とは当選者の当選無効

を認定するかどうかを争うもので、正当な当選者を認定するものではなく、認定には別の措置が必要と解釈していた。別の措置には補欠選挙もしくは行政による認定が想定されていたが、実際には行政の認定によって行われた。例えば、当選者が交代した熊本六区と石川二区において、当選訴訟では正当な当選者が決定されなかった。前者は選挙長による投票実物の調査を経て、後者は判決確定を受けて、それぞれ知事が次点者の当選告示を出すという行政による当選者決定が行われた。群馬四区の事例は、大審院が二度も原判決を破棄する異例の展開だったが、第二議会の解散によって当選訴訟は決着を見ないまま結末を迎えた。

また、最も早く当選者が交代した茨城四区の事例は、重大な問題を含んでいた。森隆介はその主張を一貫して否定され、衆議院への出席も認められなかったが、少なくとも当選訴訟で当選無効が確定するまでは森の出席は認められるべきであった。森の再三にわたる議席請求の申立は妥当なものであったといえるだろう。以後、当選訴訟の結果、裁判所が当選者の当選無効を認定した場合は正当な当選者を認定することが確立する。

当選訴訟が提起されなかった二件の議員資格審査委員会の議論では、衆議院の審査対象は議員資格の有無に限定され、投票の有効無効判定は司法権に属し、衆議院の権限は及ばないことが確立した。制度上の三権分立は明治憲法によって確立したが、運用に関しては、立憲体制草創期の司法と立法に関わる実際の事例にもとづいて先例として確立したことがわかる。そして、その運用の特徴は、議院の自律性よりも三権のバランス、特に司法権の独立への配慮が重視されたことである。

議員逮捕と不逮捕特権に関しては、第一議会において末松三郎や井上角五郎が召集当日から憲法上の問題として取り上げた。末松や島田三郎は、これを三権分立の下での議会の権利の大小に関わる重大な問題、すなわち議院の自律性の問題ととらえていた。以後の先例となる第一議会で、政府に対して逮捕・拘留に関する議院

許諾の権利を主張した議員の存在と、それに賛同する議員が多数派であったことは議院の自律性を考える上で重要である。しかし、法制局が言うように憲法に明文化されていないため、「政略上の問題」として政府は衆議院の主張を認めず、これを先例として定着させた。ここでも運用として立法権よりも行政権・司法権が優先され、結局、会期前の逮捕による会期中の拘留継続について議会の権利は確立できなかった。[94] これは議場での議論の中で懸念されていた、行政府が恣意的な逮捕を会期前に行うことで会期中の立法府を統制できるという問題が残されたことを意味する。実際に第二回総選挙では、投票日後も自由党候補の逮捕を狙って警察が動く事例が二件発生した。その点では島田三郎のいう「議員の権利利益」は損なわれる結果となったといえる。

結論として、議院の自律性の範囲は、第一議会における議員資格審査と不逮捕特権に関する先例の確立過程においていずれも狭く解釈された。特に不逮捕特権に関しては議会、議員から自覚的に議院の自律性が主張されたが、司法権、行政権が優先される結果になった。これは明治憲法下の議会が天皇の協賛機関であり最高機関ではなかったことと、当該期が超然内閣で内閣が議会に責任を負わなかったことの限界を示している。これまでの政治史研究において、明治立憲体制草創期の権力分立の問題は予算審議における議会と政府の対立に重点が置かれてきたが、本稿で論じた議院の自律性をめぐる問題も、政治過程に新たに登場した議会の地位に関わる重要な課題といえよう。それは、憲法に明文化されていない会期前逮捕議員の扱いについて、いみじくも法制局が「政略上の問題」と述べたように、憲法問題というよりも政治問題として扱う方がふさわしい側面をもつからでもある。出発の時点で議会は政府の「政略」に破れたが、その後自律性はどのように扱われたのかについては今後の課題としたい。なお、不逮捕特権に関して、現行の日本国憲法五十条後段には「会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない」という規定が明文化され

ている。その点で明治憲法下よりも議院の自律性は強まったといえる。(95)

注

(1) 拙稿「明治期小選挙区制における選挙区割りと選挙区人口――明治二二年衆議院議員選挙法未成案をめぐって」『選挙研究』第三十巻・第一号、平成二十六年七月)。

(2) R・H・P・メイソン『日本の第一回総選挙』(法律文化社、昭和四十八年)。その他の研究書として、上野利三『明治初期選挙史の研究――静岡・三重編』(和泉書院、平成二十一年)がある。

(3) 主な論文として以下がある。坂野潤治・伊藤隆「杉田定一・坪田仁兵衛関係文書にみる明治二十年代の選挙と地方政治」『社会科学研究』(東京大学)第一七巻、第一号、昭和四十年。森脇俊雅「改野耕三『第壱期衆議院議員当選来歴摘要』他――一八九〇年第一回衆議院議員選挙の記録」『法と政治』第三八巻、第一号、昭和六十二年三月。田中宗孝「第一回総選挙のこと(上・下)」『選挙時報』第四一巻、第八・九号、平成四年八月・九月。藤井徳行・藤本百男「第一回総選挙の研究――兵庫県第七区西田原村騒動を中心に」『兵庫教育大学研究紀要』第一四巻、平成六年。二宮美鈴「大阪北部の大同団結運動と第一回衆議院議員選挙」『新修茨木市史年報』第一号、平成十四年八月。三村昌司「第一回総選挙における選挙運動についての試論」『神戸大学史学年報』第二二号、平成十九年。稲田雅洋「愛知県における第一回衆議院議員選挙(上・下)」『東海近代史研究』第三二号・三三号、平成二十三・二十四年。同「第一回総選挙と第一議会召集との間――愛知県第一区同名投票訴訟事件など」(『東海近代史研究』第三五号、平成二十六年三月)。なお、稲田氏の後者の論考は、本稿の着眼点と類似の点があるが、稲田氏論文は選挙結果判明後の当選者変更を網羅的に紹介したものであり、本稿の目的・分析とは異なる。

(4) 当選訴訟に関しては、美濃部達吉『選挙争訟及当選争訟の研究』(弘文堂書房、昭和十一年)という大著が存在するが、明治期の当選訴訟についてはほとんど取り上げられていない。また、第二回総選挙における当選訴訟に関して

は、すでに富山県と高知県の二例について下記の研究がある。拙稿「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察――富山県第四区の場合」『法学政治学論究』第五五号、平成十四年十二月。同「明治二十五年・選挙干渉事件における当選訴訟――高知県第二区の場合」『法学政治学論究』第七一号、平成十八年十二月。村上一博「明治二五年における富山県砺波郡の衆議院議員選挙関係訴訟（上・下）」『法律論叢』第八五巻・第六号、第八六巻・第一号、平成二十五年三月、七月。同「明治・大正・昭和戦前期における判決例の研究（一）」『法律論叢』第八六巻、第二・三号、平成二十五年十月。被選挙人資格については、寺崎修「自由民権家の出獄と公権回復――大阪事件関係者の場合」、同「第一回衆議院議員選挙と大井憲太郎――その選挙人・被選挙人資格をめぐって」（寺崎修『自由民権運動の研究――急進的自由民権運動家の軌跡』慶應義塾大学法学研究会、平成二十年所収）がある。議員資格審査については、大石眞『議院自律権の構造』（成文堂、昭和六十三年、二六一―二六三頁）がある。

（5）第一議会に関する研究では、議会の予算審議権に関わる憲法六十七条をめぐる対立が最も注目されてきた。代表的な研究として、坂野潤治『明治憲法体制の確立――富国強兵と民力休養』（東京大学出版会、昭和四十六年）、藤田正「初期議会期における帝国議会の機能についての一試論――第一議会を中心に」『早稲田法学会誌』第二五号、昭和五十年、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、平成四年）、村瀬信一「第一議会と自由党――『土佐派の裏切り』考」『史学雑誌』第九五巻、第二号、昭和六十一年、同『明治立憲制と内閣』（吉川弘文館、平成二十三年）などがある。近年では、両院協議会制度について、横山寛「帝国議会における両院協議会制度の導入過程について」（『法学政治学論究』第一〇四号、平成二十七年）がある。

（6）工藤武重『帝国議会史』（有斐閣、明治三十四年、八一―八七頁）。他に、原田一明「明治期『議会法』文献案内（2）」（『議会政治研究』第六一号、平成十四年三月、五四―五八頁）が逮捕事件の概要と井上毅の意見を紹介し、井上の意見が政府に影響を与えた可能性を指摘している。

（7）『註解日本国憲法』（改訂版、下巻、有斐閣、昭和三十四年、七九七、七九九頁）。楠正純「国会議員の不逮捕特権

と期限付逮捕許諾の正否」『修道法学』第三巻、第一号、昭和五十四年十月、二五頁。

（8）議院の自律性の由来や各国比較については、藤田晴子「議院の自律権」（田中二郎編『日本国憲法体系』第五巻・統治の機構（Ⅱ）、有斐閣、昭和三十九年）参照。その他、原龍之助「議院の自律性」（清宮四郎・佐藤功編『憲法講座』第三巻、有斐閣、昭和四十年）、土橋友四郎「国会議員の特権――比較法的考察」（『専修大学論集』第一三号、昭和三十七年一月）などがある。

（9）先駆的には、辻清明『日本官僚制の研究』（弘文堂、昭和二十七年）が権力の割拠性を論じた。主な論考としては、鳥海靖『日本近代史講義――明治立憲制の形成とその理念』（東京大学出版会、昭和六十三年、二七〇―二七一頁）、佐々木隆「明治天皇と立憲政治」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、平成五年、三三五―三三六頁）がある。

（10）衆議院議員選挙法（『法令全書』明治二十二年、法律第三号）。以下、選挙法の条文はすべて同書による。法令の送り仮名はすべて平仮名に改める。

（11）岸清一「判決例・赤松新右衛門新井球三郎対河田景雄投票効力不当決定取消請求ノ件」『法学協会雑誌』第七七号、明治二十三年八月二十五日、五七九―五八五頁。以下、判決内容は同記事による。

（12）明治二十三年第四百五十号裁判言渡書「大審院民事判決原本明治二十三年自九月至十二月分」（国立公文書館蔵）。以下、判決内容については判決原本による。

（13）明治二十三年第五百三十八号裁判言渡書、同前。

（14）『東京朝日新聞』明治二十三年十一月二十七日付。

（15）『東京朝日新聞』明治二十三年十二月十六日付。

（16）「議席請求理由書」（『東京朝日新聞』明治二十三年十二月十日、十一日付）。

（17）『大阪朝日新聞』明治二十三年八月十三日付。

(18) 「予審終結言渡書」(『大阪朝日新聞』明治二十三年八月十六日付)。

(19) 民事訴訟法第二百六条「妨訴の抗弁は本案に付ての被告の弁論前同時に之を提出す可し」。妨訴の抗弁は次の七項目である。無訴権の抗弁、裁判所管轄違の抗弁、権利拘束の抗弁、訴訟能力の欠缺又は法律上代理の欠缺の抗弁、訴訟費用保証の欠缺の抗弁、再訴に付き前訴訟費用未済の抗弁、延期の抗弁。大審院の判決内容から、相川は無訴権の抗弁を行ったと考えられる。

(20) 『大阪朝日新聞』明治二十三年十月二十三日付。

(21) 『大阪朝日新聞』明治二十四年一月二十九日付。以下、判決に関しては同紙記事にもとづく。

(22) 『読売新聞』明治二十四年二月十四日付。

(23) 『東京朝日新聞』明治二十四年三月一日付、四月八日付。

(24) 民事訴訟法第二百七条第二項「妨訴の抗弁を棄却する判決は上訴に関しては終局判決と看做す但裁判所は申立に因り本案に付き弁論を為す可きを命することを得」。

(25) 『東京朝日新聞』明治二十四年五月八日付。

(26) 『大阪朝日新聞』明治二十四年六月二十四日付。

(27) 「松山守善自叙伝」(『熊本年鑑』第一八巻、昭和四十年、一三二頁)。

(28) 『九州日日新聞』(明治二十三年八月十三日付)によれば、二十二年十二月頃、資産家が自分の農地を十一人に売却して地租十五円以上を納めさせたが、納税の歳月(選挙法六条第三項により名簿調製日より前満一年以上)が不足していたため無資格者となったもので故意ではないという。

(29) 前掲「松山守善自叙伝」、一三三頁。

(30) 『九州日日新聞』明治二十三年八月十日付。

(31) 「裁判言渡書」(『九州日日新聞』明治二十三年十月十五日付)。

(32) 『九州日日新聞』明治二十三年八月二十七日付。
(33) 『九州日日新聞』明治二十三年十一月八日付。
(34) 「小崎義明対松山守善無効当選取消件」（増島六一郎編『裁判粋誌』民事集・第六巻、裁判粋誌社、明治二十五年六月、一一三―一一七頁）。
(35) 「広島訴訟院民事判決原本綴自明治二十四年四月至明治二十四年六月第二十三号の二」（国立公文書館蔵）。以下、判決内容は判決原本による。
(36) 『九州日日新聞』明治二十四年五月二十四日付。
(37) 『九州日日新聞』明治二十四年七月七日付。
(38) 『九州日日新聞』明治二十四年七月三十日付。
(39) 『熊本新聞』明治二十四年七月三十一日付。
(40) 具申西秘第二〇五号「明治二十四年・議員選挙・衆議院」（群馬県立文書館蔵）。
(41) 申請西秘第五号、同前。
(42) 拙稿「木暮武太夫」『三田評論』第一二〇二号、平成二十八年七月、七六―七九頁。
(43) 官房乙第六号「衆議院議員選挙当選訴訟を県治局長へ通報案」「当選訴訟要領」、前掲「明治二十四年・議員選挙・衆議院」。
(44) 第一一五七号「予審集結決定書の写」、前掲「明治二十四年・議員選挙・衆議院」。
(45) 明治二十三年第七七二号判決正本「地方費・衆議院議員選挙費」（群馬県立文書館蔵）。
(46) 内一七二三号西群馬片岡郡長宛内務部長照会、前掲「明治二十四年・議員選挙・衆議院」。
(47) 乙五五二号内務省県治局長宛知事通知案別紙上告趣意書、同前。
(48) 『大阪朝日新聞』明治二十四年六月二十三日付付録。

(49) 第三五四一号別紙「判決正本」、前掲「明治二十四年・議員選挙・衆議院」。以下、判決内容については同資料にもとづく。

(50) 「衆議院議員当選無効ノ件」『大審院判決録・明治二十五年一月五月』(昭和六十一年、三九—四二頁)。以下、判決内容については同書にもとづく。

(51) 民事訴訟法第百十一条「各当事者は相手方の主張したる事実に対し陳述を為す可し。明かに争はさる事実は原告若くは被告の他の陳述より之を争はんとする意思か顕れさるときは自白したるものと看做す。不知の陳述は原告若くは被告の自己の行為に非す又自己の実験したるものにも非さる事実に限り之を許す此場合に於て不知を以て答へたる事実は争ひたるものと看做す」(なお、句点を付した)。

(52) 丑木幸男『評伝高津仲次郎』(群馬県文化事業振興会、平成十四年、二六七頁)。

(53) 大石眞『議院法制定史の研究——日本議会法伝統の形成』(成文堂、平成二年、三三三頁)。

(54) 第六議会までの初期議会期において、資格審査が行われたのは、第一議会の二件と第四議会の西山志澄に関する審査の計三件だけであった。西山の件は審査の結果、資格に欠けるところなしと結論が出された(「自第一回議会至第六十回議会衆議院議案件名録」衆議院事務局、昭和七年、第十二類一頁)。

(55) 「明治二十三年分衆議院議員選挙事務簿」(秋田県公文書館蔵)。

(56) 当事件は二田派の運動員が二田に投票させる目的で有権者に一円を渡し、それを断った者には供応して投票を約束させた事件であった。十一月十五日、秋田地方裁判所は、選挙法九十一条違反で刑法二百三十四条を適用し、十一人を軽禁錮二ヵ月、罰金三円、一人に自首を認定し軽禁錮一ヵ月二十日、罰金二円五十銭とする判決を下した(「裁判言渡書」「自明治二十二年至明治二十五年機密書類」秋田県公文書館蔵)。知事はこの件を「投票の効力に対し何等の制裁なきもの」で「当選人の資格上異動を生せざる義」と述べながらも「裁判言渡書」を添付して内務省の白根専一に報告した(「二田是儀選挙ノ件ニ付照会案伺」前掲「自明治二十二年至明治二十五年機密書類」、送り仮名を平仮名

に改めた）。

（57）「本院議員二田是儀君資格審査委員会報告」（B483）「梧陰文庫井上毅文書」（國學院大學図書館蔵マイクロフィルム）。

（58）「本院ノ決定ヲ要求スルノ意見書」（B478）同前。以下、衆議院の議員資格権限に関しては同資料にもとづく。

（59）同前。

（60）同前。

（61）前掲「本院議員二田是儀君資格審査委員会報告」。

（62）「衆議院議事速記録第五十五号」八七四―八八六頁（国立国会図書館帝国議会会議録検索システム　http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0060/main.html）。最終閲覧日平成二十九年八月十四日。

（63）「赤松新右衛門君資格審査委員経過報告書」（B482）前掲「梧陰文庫井上毅文書」。以下の経過は同資料にもとづく。

（64）「資格異議申立ノ答弁書」（B482）同前。

（65）「理由書」（B482）同前。

（66）この件については、前掲「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察――富山県第四区の場合」参照。

（67）『帝国議会衆議院議事速記録』第四巻（東京大学出版会、昭和五十四年、五―六頁）。

（68）同前書、二〇九頁。なお、送り仮名を平仮名に改めた。

（69）『東京朝日新聞』明治二十三年七月五日付。

（70）『東京朝日新聞』明治二十三年十一月二十五日付。

（71）『東京朝日新聞』明治二十三年十二月五日付。

（72）「森議員の裁判言渡書」（『東京朝日新聞』明治二十三年十二月七日付）。

（73）『東京朝日新聞』明治二十四年二月十八日付。

（74）『東京朝日新聞』明治二十四年五月二十六日付。
（75）『明治二十四年大審院判決録』（復刻版、文生書院、昭和六十一年、六二四―六四一頁）。
（76）その後、森は二十五年七月三十一日に刑期を終え市ヶ谷監獄から出獄し、十月十二日、期限を残して早期に監視が解かれた。
（77）「議員逮捕ニ関スル意見」（B4042）前掲「梧陰文庫井上毅文書」。
（78）法制局の見解とは別に、民事上の拘束だけでなく刑事上の拘束も禁じる規定を置いている点では日本は仏国などの大陸諸国と共通性があり、民事上だけの英国とは異なる。
（79）「会期前逮捕議員ノ処分ニ関スル答議・リヨスレル」（B4040）前掲「梧陰文庫井上毅文書」。
（80）「会期前逮捕議員ノ処分ニ関スル答議・ボアソナド」（B4040）同前。
（81）「逮捕事件の始末」（『東京朝日新聞』明治二十三年十二月十一日付）。
（82）「衆議院議事速記録号外」二―四頁（前掲、帝国議会会議録検索システム http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0022/main.html）。最終閲覧日平成二十九年八月十四日。
（83）「衆議院議事速記録第二号」一〇頁（同前、http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0060/main.html）。最終閲覧日平成二十九年八月十四日。
（84）委員は、末松三郎、綾井武夫、井上角五郎、末広重恭、三崎亀之助、菊池侃二、末松謙澄、遠藤秀景、前田案山子の九名であった（『時事新報』明治二十三年十二月五日付）。
（85）「議員逮捕ノ事件ニ関スル報告」（B4039）前掲「梧陰文庫井上毅文書」。なお、送り仮名を平仮名に改めた。
（86）「衆議院議員森時之助ノ東京地方裁判所審問拘留ニ関スル通知書」（B4043）同前。
（87）『東京朝日新聞』明治二十三年十二月六日付。
（88）同前。

（89）『東京朝日新聞』明治二十三年十二月七日付。

（90）「衆議院議事速記録第二十二号」六七―七六頁（前掲、帝国議会会議録検索システム　http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0060/main.html）。最終閲覧日平成二十九年八月十四日。

（91）委員は、杉田定一、松田正久、塩田奥造、末松三郎、蒲生仙、河野広中、櫻井徳太郎、末広重恭、大岡育造の九名であった（『時事新報』明治二十三年十二月十日付）。

（92）「衆議院議事速記録第二十三号」三一一頁（前掲、帝国議会会議録検索システム　http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0060/main.html）。最終閲覧日平成二十九年八月十四日。

（93）「衆議院議事速記録第六十二号」一〇二五頁（同前、http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0060/main.html）。最終閲覧日平成二十九年八月十四日。

（94）美濃部達吉『憲法撮要』改訂第五版（復刻版、有斐閣、平成十一年、原書は昭和十年）は、刑事訴訟法が刑事訴追を中断することを認めていないことを理由に、現行法の下では議院には釈放要求の権利はないと判断している（四四六頁）。

（95）前掲「国会議員の不逮捕特権と期限付逮捕許諾の正否」二五頁。